

社会福祉法人高根沢町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高根沢町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員、評議員及びその他の委員等（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬を支給する役員等及び報酬の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 会長 | 月額 20,000円 |
| (2) 会長を除く理事 | 日額 2,000円 |
| (3) 監事 | 日額 2,000円 |
| (4) 評議員 | 日額 2,000円 |
| (5) 評議員選任・解任委員 | 日額 2,000円 |
| (6) 第三者委員 | 日額 2,000円 |
| (7) その他の委員については別に定める。 | |

2 前項に定める報酬については、公務員に支給しない。

3 会長の報酬は、毎月、本人が指定する銀行口座への振り込みによって支払う。

4 会長を除く役員等の報酬は、職務を執行した日の翌月末までに本人が指定する銀行口座への振り込みによって支払う。

(旅費)

第3条 役員等が業務のために旅行したときは、その旅行のための実費弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費は、本会旅費規程に基づき支給する。

附 則

この規程は、平成11年12月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。